



解体自動車等の輸出入について

1. 廃棄物の輸出に係る規制の概要
平成25年7月25日
環 境 省



エアバッグ、 バッテリー、 廃油・廃液 の未回収



国内で違法に 取り扱われた 廃棄物混じりの メタルスクラップ



不用品回収業者に引き取られた廃家電の行き先(ほんの一例)



野ざらしで保管

売却

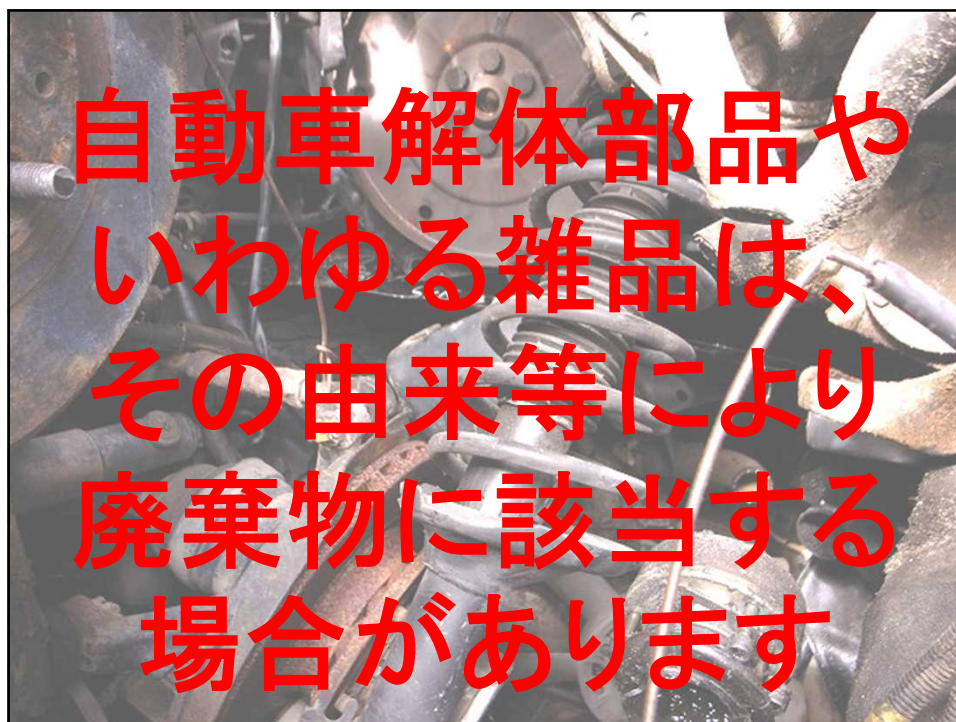


重機で破砕圧縮(フロンや鉛を垂れ流し)

売却

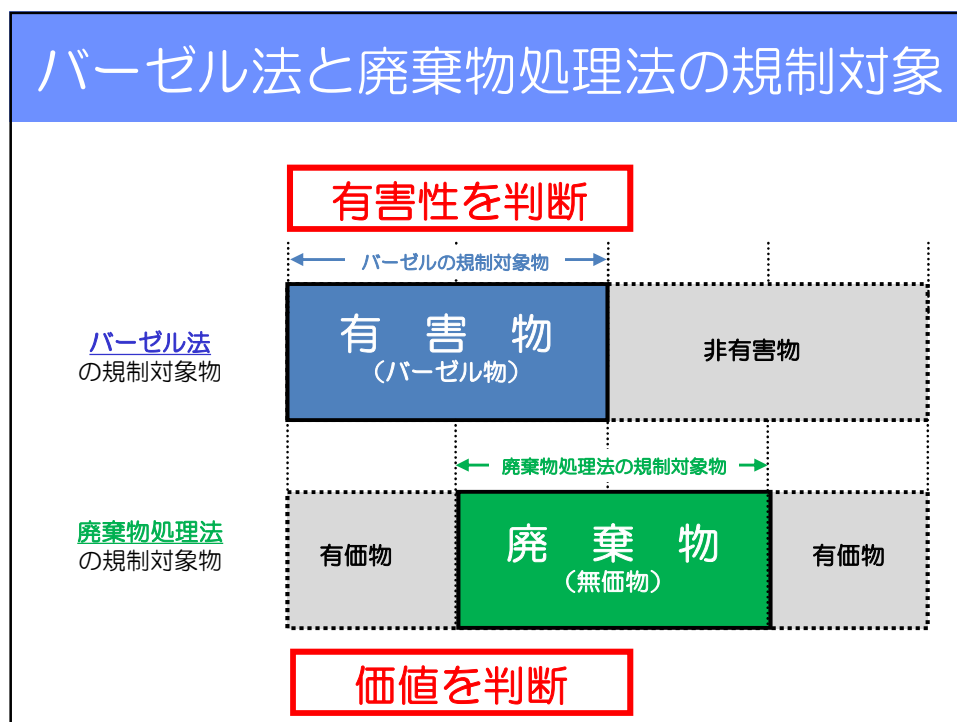
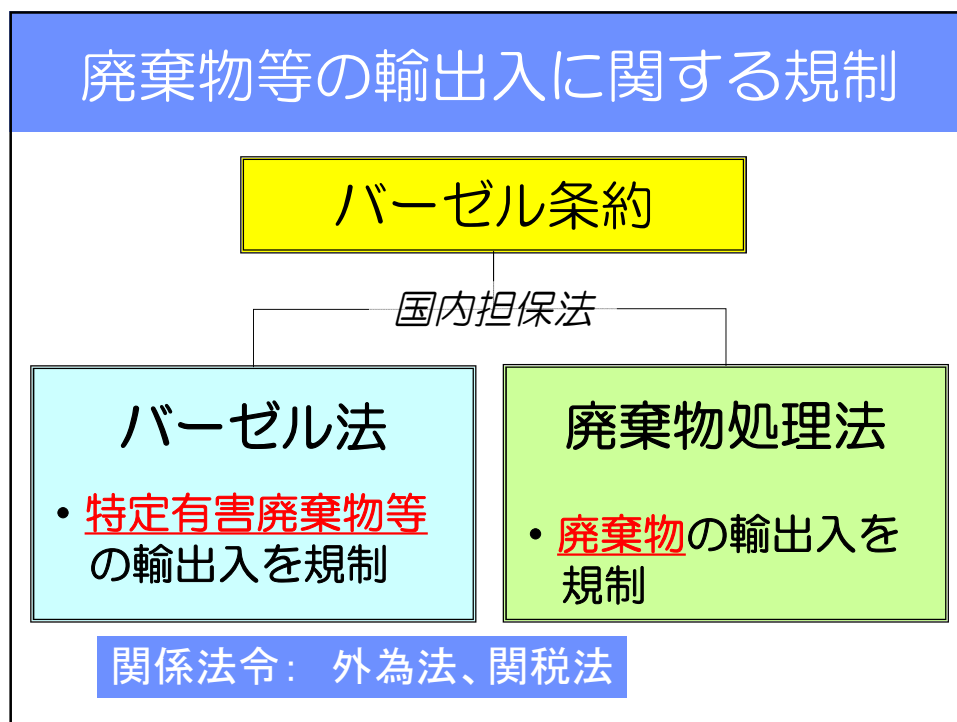


廃家電などを含んだスクラップを輸出



本日の説明の流れ

1. 廃棄物の輸出入に関する規制の概要
2. 中古自動車輸出時の一時的な部品の取外しについて
＜質疑応答＞
3. 不適正輸出(家電由来廃棄物)対策



廃棄物輸出関連法令

<p style="text-align: center;">関税法</p> <p>第70条(証明又は確認) 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: #4a86e8;">財務省 (税関)</p>	<p style="text-align: center;">外為法(外国為替及び外国貿易法)</p> <p>第48条(輸出の許可等)第3項 経済産業大臣は、……特定の種類若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、……政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課すことができる。</p> <p>＜輸出貿易管理令＞ 第2条(輸出の承認) 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省令で定める手続きに従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>一 別表第2中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">三五 の二</td> <td style="width: 55%;">(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物((1)に掲げるものを除く。)</td> <td style="width: 30%;">全地域(南緯60度の線以北の公海を除く)</td> </tr> </table> <p>＜輸出貿易管理令＞ 第5条(税関の確認等) 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が…第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: #4a86e8;">経済産業省</p>	三五 の二	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物((1)に掲げるものを除く。)	全地域(南緯60度の線以北の公海を除く)	<p style="text-align: center;">廃棄物処理法</p> <p>第10条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center; color: #4a86e8;">環境省</p>
三五 の二	(2)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物((1)に掲げるものを除く。)	全地域(南緯60度の線以北の公海を除く)			

廃棄物に該当するか

- 廃棄物に該当するか否か
 - － その物の性状
 - － 排出の状況
 - － 通常の見取り形態
 - － 取引価値の有無
 - － 占有者の意思 等

総合判断

単に伝票上「有償取引」であることが確認されただけでは、廃棄物でないとはいえない！

廃棄物該当性；自動車の場合

自動車リサイクル法第121条

使用済自動車、解体自動車及び特定再資源化物品については、これらを**廃棄物とみなして**、この法律に別段の定めがある場合を除き、**廃棄物処理法の規定を適用する。**

→ 本日、どのような作業が自動車リサイクル法の「解体行為」に当たるか、通知内容を説明

事前相談

貨物が廃棄物処理法又はバーゼル法規制に該当するか否かの相談（行政サービス）

- 事前相談書類の提出→口頭での回答

窓口：環境省地方環境事務所

輸出入港近くの事務所

経済産業省

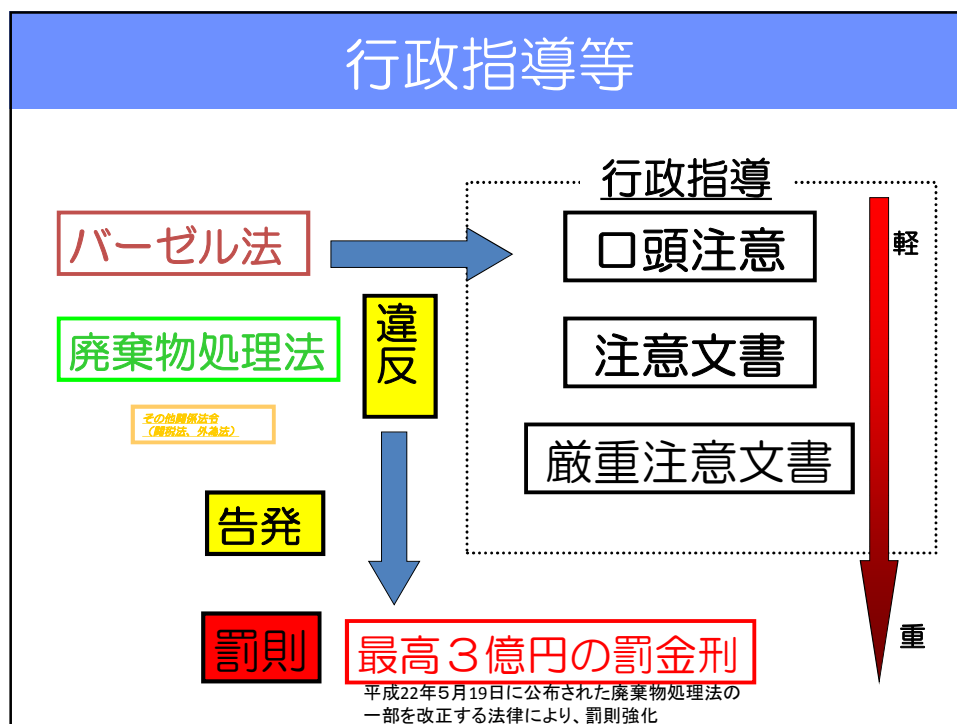
(一財) 日本環境衛生センター

廃棄物処理法
バーゼル法

バーゼル法

詳細はウェブサイトへ：

<http://www.env.go.jp/recycle/yugai/jizen.html>



まとめ

- 本日の説明のパート1として、廃棄物等の輸出に係る規制の概要をご説明しました。
- 不適切な解体行為が行われた解体自動車やその部品は、中古品として買い付けられていたとしても、廃棄物に該当するおそれが強いものです。
- 皆様におかれては、廃棄物の疑いある貨物が発生しないよう、貨物の取り扱いについて、輸出者にご助言いただければ幸いです。